

「公共土木施設の維持管理基本方針【一部改訂】」の概要

1. 策定及び改訂の考え方

【策定の背景、及び改訂の趣旨】（改訂）

■ 公共土木施設の維持管理を効率的・効果的に行っていくため、道路や河川など施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容別に維持管理水準を設定するなど、今後の維持管理に対する道の基本的な考え方を示した「基本方針」を平成 21 年 3 月に策定

■ 道が所有する全ての施設について、老朽化などの状況を把握し、施設毎に老朽化対策の基本的な方針を示すため、平成 27 年 6 月に「北海道インフラ長寿命化計画」を策定

■ 平成 25 年 3 月の暴風雪による多大な被害を踏まえ、「道路管理に関する検討委員会」を設置し、平成 25 年 10 月、平成 27 年 9 月に暴風雪災害を軽減するための提言を基に、道路管理の充実強化の取り組みを推進

■ 平成 28 年 8 月、相次ぐ台風による多大な被害を踏まえ、河道内樹木の伐採などの河川の維持管理や、通行規制などの道路管理のあり方などについて、有識者の意見を聞きながら検討

■ 「基本方針」策定後の道の取り組みや、平成 28 年 8 月に道内を襲った台風被害等を踏まえて、今後の河川や道路における維持管理の方向性等を盛り込むなど、必要な見直しを行い、内容の充実を図るため、「公共土木施設の維持管理基本方針」を一部改訂

【基本方針の役割】（同）

■ 多くの道民が身近で広く利用し、生活や経済活動を支える道路や、自然災害から人命や財産を守る河川、砂防、海岸等の公共土木施設の維持管理について、基本的な考え方を取りまとめたものであり、今後、維持管理を進めていく上での指針として活用

2. 維持管理について

【維持管理の必要性】（同）

■ 道路、河川、砂防、海岸等の施設は、本来の機能が常に発揮されるよう適切な維持管理が必要。

■ 施設管理者は、法令に従い、道民生活や経済活動に深刻な影響が生じることがないよう、日常的な巡視や定期的な点検を行い、施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、適切な措置を実施。

3. 維持管理の現状と課題

○ 管理施設の状況（改訂）

管理施設の増加（道路延長 11,718km、橋梁数 5,265 橋、樋門数 5,197 基 ※平成 27 年度末現在）
今後 20 年間で、橋梁約 2,900 橋、樋門約 2,400 基が更新時期を迎え、更新費用等の増加が懸念。

○ 維持管理予算の推移（改訂）

厳しい道の財政状況の中、H28 維持管理予算はピーク時（H10）から減少（約 1/2）

○ 維持管理水準等の状況（改訂）

これまで、限られた予算の中、維持管理水準の見直しにも取り組んできたが、依然として道民からの要望・苦情が多く、さらなる効率的・効果的な維持管理が重要。

4. 維持管理のあり方

【基本方針の考え方】（改訂）

- 作業の仕方により4つの維持管理区分（予防管理型、対症管理型、日常管理型、必要経費）に分類するとともに、その区分に応じて作業内容別に水準を設定し、基本的な考え方を示す。（同）

（今回の改訂により、さらなる効率的・効果的な維持管理を図る）

- 「北海道インフラ長寿命化行動計画」に基づき、新たに予防管理型とする施設（トンネルなど）については、維持管理区分や水準を設定し、長寿命化計画を推進。
- 日常管理型である河道内樹木の伐採などや、対症管理型である道路附属物（小規模附属物※1）補修については、予防保全の考え方を取り入れ、維持管理水準を見直し、計画的な維持管理を推進。
- 「道路管理に関する検討委員会（※3）」からの提言や、「道路管理に関する懇談会（※4）」での意見などを踏まえて、道路管理の充実強化に向けた取り組みを推進。

区分	区分の考え方	主な作業内容 （改訂前）	主な作業内容※2 （改訂後）
予防管理型	施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に補修を行い、健全な状態に回復	道路 橋梁補修	橋梁・トンネル補修など
		河川 樋門補修	樋門・樋管補修、排水機場補修など
		砂防等 -	砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設補修など
		海岸 -	堤防、護岸補修など
対症管理型	劣化が進行し、施設の機能に影響が及ぶ場合に補修を行い、健全な状態に回復	道路 舗装補修、路面整正、路肩・法面・排水施設補修、区画線設置、 道路附属物補修 など	同左
		河川 堤防補修、護岸・転落防止柵補修など	同左
		砂防等 護岸・転落防止柵・標識補修など	同左
		海岸 堤防・護岸等補修、 転落防止柵補修 など	突堤・離岸堤補修、転落防止柵補修など
日常管理型	施設の劣化に関係ないが、その状態を放置すると、施設の機能や周辺環境に悪影響が及ぶ場合に対処し、健全な状態に回復	道路 草刈り、伐開、路面清掃、法面清掃、 除雪 など	同左
		河川 土砂等除去、樹木伐採、草刈り など	同左
		砂防等 土砂除去、排水施設清掃、草刈り、伐開など	同左
		海岸 土砂除去など	同左
必要経費	施設を維持するための必要となる経費	電気料、電話・通信回線使用料、保険料、機械購入修理費、機器保守点検費、管理委託費用、防雪柵設置解体費など	同左
その他	道路パトロール	道路・河川パトロール	

インフラ長寿命化計画の推進

予防保全の考え方を取り入れた計画的な維持管理の推進

**メンテナンスサイクルの構築
トータルコストの縮減・平準化
長寿命化に向けた推進体制の構築**

効率的・効果的な維持管理

H25,27道路管理に関する検討委員会 → 反映

H28道路管理に関する懇談会 → 反映

※1 小規模附属物：大型標識、道路照明、道路情報提供装置、防雪柵、大型スノーポールなど

※2 予防管理型の対象施設については、「北海道インフラ長寿命化行動計画」に基づき個別施設計画の策定を予定しているものを含めて記載

※3 道路管理に関する検討委員会

平成25年3月の暴風雪による多大な被害を踏まえ、暴風雪災害を軽減するための予防的な通行規制など、冬期異常気象に対応する道路管理の充実強化に向けた取り組みについて検討する有識者委員会

※4 道路管理に関する懇談会

平成28年8月の台風等による多大な被害を踏まえ、通行規制方法や地域住民等への情報提供など、近年の台風による大雨等に対応する道路管理の充実強化に向けた取り組みについて検討する有識者懇談会

5. 今後の維持管理の取り組み

- **維持管理の実施計画の作成（同）**
基本方針に基づき、維持管理の進め方を明らかにする実施計画を作成し、効率的で効果的な維持管理に取り組む。
- **維持管理費用を軽減できる新たな新技術・新工法の検討（改訂）**
維持管理費用を軽減できる新たな技術を検討し、ランニングコストが最小となるように努める。
- **街路樹の維持管理（新規）**
枯れ枝の落下等による歩行者への事故を防止するため、不健全な樹木を早期に発見し、適切な処理ができるよう、平成 27 年に「街路樹点検マニュアル案」を策定し、モデル地区において試行を実施。
- **効率的・効果的な除排雪の取り組み（新規）**
- **冬期における道路管理の充実強化（新規）**
平成 25 年 3 月の暴風雪による多大な被害発生などを踏まえ、有識者等の意見を伺いながら、より効率的・効果的な除排雪に取り組むとともに、「道路管理に関する検討委員会」を設置し、暴風雪災害を軽減する提言を踏まえて、冬期における道路管理の充実強化を図る取り組みを推進。
- **道路管理のさらなる充実強化（新規）**
平成 28 年 8 月からの一連の台風による道路や橋梁等の被害を踏まえ、有識者による「道路管理に関する懇談会」を設置し、道路の通行規制やパトロールのあり方などについて検討し、道路管理の充実強化に向けて取り組む。
- **河川内樹木伐採などの河川維持管理のあり方（新規）**
平成 28 年 8 月からの一連の台風による河川施設などの被害を踏まえ、河道内樹木の伐採や堆積土砂の除去について、予防保全の考え方を取り入れて計画的な維持管理を図る。
- **市町村への技術的支援（改訂）**
市町村における技術職員の不足などから、公共土木施設の点検など技術的な支援を行う。
- **道民との協働（改訂）**
地域の生活道路などの身近な公共土木施設については、地域住民が自ら清掃・美化活動などに参加することにより、地域コミュニティの形成など魅力あるまちづくりにも寄与することから、道民との協働の取り組みを推進。
- **防災協定の締結など（新規）**
災害が発生、又は発生するおそれに備え、公共土木施設の被害調査や災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図る目的で、各種協会等と災害時における協定を締結。